

処遇改善加算/特定処遇改善加算/ベースアップ加算の概要

【勤続年数加算(常勤介護職)】

1年未満	¥24,000-	5年以上7年未満	¥33,000-
1年以上3年未満	¥28,000-	7年以上10年未満	¥35,000-
3年以上5年未満	¥31,000-	10年以上	¥37,000-

【勤続年数加算(非常勤介護職)】

1年未満	¥1,200~24,000-	4年以上7年未満	¥1,550~31,000-
1年以上4年未満	¥1,400~28,000-	7年以上	¥1,650~33,000-

※8h~168h/月の勤務時間に比例して算出

【特務手当加算(常勤介護職)】

※欠勤による減算あり

通所契約相談業務を担当	¥5,000-	早、遅、夜勤、土、日祝日の全ての勤務が可能	¥15,000-
中型及び小型車両送迎業務を担当	¥8,000-	早、遅、土、日祝日の全ての勤務が可能	¥8,000-
軽車両送迎業務を担当	¥4,000-	法人の辞令に従い、他のエリアに異動した者	¥10,000-
勤務拘束時間が9時間を超える通所業務に従事	¥5,000-	法人の辞令に従い、エリア内(部署移動含む)で異動した者	¥5,000-
通所業務全て(入浴・レク等)を担当	¥5,000-	夜勤5回/月以上の勤務をした者	¥3,000-
請求業務を担当	¥3,000-		

※特務手当加算(常勤介護職)は上限25,000/月とする

※異動手当の支給期間は6ヶ月とする

【特務手当加算(その他の常勤職員)】

※欠勤による減算あり

早、遅、オコル、土日祝日の全ての勤務が可能(常勤看護職)	¥10,000-
夜勤、土日、祝日の全ての勤務が可能(常勤看護職)	¥10,000-
法人の辞令に従い、他のエリアに異動した者(常勤職員)	¥5,000~¥10,000-
夜勤5回/月以上の勤務をした者(常勤看護職)	¥3,000-
契約相談業務を担当した者(常勤事務職)	¥5,000-
中型及び小型車両の送迎業務を担当した者(常勤事務職)	¥5,000-
請求業務を担当した者(常勤事務職)	¥5,000-

※特務手当加算(その他の常勤職)は上限10,000/月とする

※異動手当の支給期間は6ヶ月とする

「※欠勤による減算あり」について

特務手当における処遇改善加算は、ひと月の業務を全う
できたことが支給条件となる為、欠勤・療養等で業務遂行が
困難となった場合下記の通り計算して支給する。

【満額：欠勤0~2回】 【半額：欠勤3~4回】 【なし：欠勤5回以上】

令和6年1月16日改定 医療法人慈厚会